

令和7年度第3回宮城地方最低賃金審議会の開催について

令和7年8月8日

標記の審議会を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は下記申込要領によりお申し込みください。

記

- 1 日時 令和7年8月8日（金） 午後3時00分から
- 2 場所 仙台第四合同庁舎 2階共用会議室（仙台市宮城野区鉄砲町1）
- 3 議題 （1）宮城県最低賃金の改正について
- 4 傍聴者数 10名まで
- 5 申込要領
 - （1）傍聴希望者は、開催当日午後2時45分までに、会場までお越しください。（直前の開催通知となるため、事前申し込みは受付いたしません。予めご了承ください。）
当日は、御本人であることが証明できるものを御持参の上、住所、氏名、電話番号を事務局担当者にお伝えください。
【問合せ先】 宮城労働局労働基準部 賃金室
電話番号 022-299-8841
 - （2）会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には、当日抽選させていただきます。
 - （3）その他
傍聴される場合には、別紙「傍聴される皆様への留意事項」を厳守してください。なお、当該事項をお守りいただけない場合は、部会長が退出を命じる場合があります。

傍聴される皆様への留意事項

- 1 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 3 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用は御遠慮ください。
- 4 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 5 審議会委員等の言論に対し賛否を表明したり、拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することは御遠慮ください。
- 7 傍聴中、飲食及び喫煙は御遠慮ください。
- 8 傍聴中の入退室は、やむを得ぬ場合を除き、慎んでください。
- 9 はちまき、ゼッケン、腕章等の会場内における着用は御遠慮ください。
- 10 銃刀類その他危険なもの又はプラカードその他審議会の進行を妨げるおそれのあるものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 11 その他、会長及び最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

以上